

公立保育園休日保育のしおり

令和7年度
広島市

公立保育園では次により休日保育を実施しています。利用を希望される方は、各事項や注意事項をあらかじめご理解のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

1 休日保育について

休日保育は、日曜日や休日の就労等により保護者がお子様を家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、次の各保育園において、午前7時30分から午後6時30分まで保育を行うものです。

保育園名	所在地	電話番号	利用定員
本川保育園	中区本川町一丁目5-24	292-4470	10人程度
庚午保育園	西区庚午中一丁目11-11	271-4314	10人程度
祇園保育園	安佐南区祇園二丁目17-13	874-4890	10人程度

※各保育園へのお問い合わせは開園日の月～金（祝日を除く。）午前8時30分から午後5時までにお願いします。

2 実施日について

実施日は、原則日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

（ただし、12月30日～1月4日を除く。）

3 昼食・おやつについて

- （1） 給食はありませんので、利用日には、昼食（乳児については離乳食、ミルクを含む。）を持参してください。おやつと牛乳、お茶は、保育園で提供します。
- （2） 食物アレルギーの対応については、医師の診断に基づいた生活管理指導表により、食物アレルギーの原因となる食品を除去したおやつを提供します。平日に通常利用されている保育園等（通常保育実施園）に提出している生活管理指導表のコピーを提出してください。内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

4 保育園と家庭との連絡について

- （1） 利用日の登園時に、お子様の家での様子を連絡票にご記入ください。また、どなたがお迎えに来られるのかを必ずお知らせください。都合で別の方がお迎えに来られる場合には必ず連絡をしてください。
- （2） お迎えの際、お子様の保護者であることを確認するため、お迎えカード（休日保育登録結果通知書と一緒に郵送されます。）が必要です。お忘れのないようお願いします。
- （3） 保育園では、安全な保育に努めていますが、お子様の急な発熱等緊急の場合は、保護者に連絡しますので、速やかに迎えに来てくださいますようお願いいたします。
- （4） 急遽利用を取り止める場合や登園が遅れる場合には、必ず午前9:00までに連絡をお願いします。連絡がないままに登園されない場合には、ご家庭または勤務先等に確認の電話をさせていただきます。
- （5） 非常災害などの緊急対応時には、保護者の方に連絡するほか、臨時休園やお迎えをお願いすることがあります。マチコミメールへの登録について、ご協力をお願いします。

5 利用日に持参するものについて

- ① 昼食（乳児については離乳食、ミルクを含む）
- ② 午睡用布団等（上：布団・タオルケット等、下：布団・タオルケット等） ※季節に応じて持参してください。
- ③ 着替え（おむつ等を含む）
- ④ 帽子
- ⑤ おしぼり 3枚（3歳未満児のみ）
- ⑥ エプロン 3枚（3歳未満児のみ）
- ⑦ お尻ふき（ウェットタイプ）（必要な方）

⑧タオル 1枚（夏季のみ。水遊び用です。）

⑨ビニール袋 数枚（着替えや汚れものを入れます）

⑩お迎えカード（お迎え時）

※持ち物は、利用の都度お持ちください。また、持ち物すべてに記名をお願いします。

※園で使用済の紙おむつは保育園で回収します。

なお、持ち帰りを希望される場合は、保育園にお申し出ください。

6 利用の申込みについて（登録申込に必要な書類は、各保育園にあります。）

- （１） 休日保育を利用される際には、事前に登録が必要です。所定の登録申込書に必要書類と写真を添えて、直接利用を希望する保育園に提出してください。その際に面談も実施しますので、来られる際には、事前に利用する保育園にご連絡ください。後日、登録結果通知書が郵送されます。
- （２） 登録後、利用希望日の1ヶ月前（1ヶ月前が土日、祝日にあたる時は、その直後の平日）の午前8時30分から2日前（2日前が土日、祝日にあたる時は、その直前の平日）の午後5時までの間に、保育園に電話で利用の申し込みをしてください。（土、日、祝日は予約を受け付けておりません。）
事前の利用の申込みのない利用については、お受けできません。
- （３） 利用の取消しをされる場合は、利用の3日前の午後5時までに利用する保育園に連絡してください。（ただし、3日前が日曜日、祝日にあたる時は、その直前の平日の午後5時まで。）
また、やむを得ない事情（急な発熱等）により急きょ欠席される場合は、必ず利用する保育園にご連絡ください。
- （４） 頻繁に利用の取消しを繰り返す場合、登録内容に虚偽がある場合、登録後6か月間利用がない場合等、休日保育の利用が適当でないと認められるときは、登録を取り消すことがあります。

【休日保育利用に係る注意事項】

- 1 休日保育の対象は、市内に居住し、かつ、認可保育園等（※）で保育を受けている子どもで、日曜日や祝日に保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない子どもです。
- 2 休日保育の利用時間は、午前7時30分から午後6時30分までです。ご注意ください。
- 3 通常保育実施園や住所、連絡先、職場、アレルギー情報等の登録内容に変更が生じた場合、登録園を変更する場合、また、登録を辞退する場合は登録園に必ず届け出てください。特に緊急連絡先が変更となった場合は、すぐに届け出てください。
- 4 休日保育利用の登録期間は、最長でその年度の末日までです。登録期間の満了日を越えて引き続き休日保育の実施を希望する場合や翌年度も利用を希望される場合は、所定の登録申込書により、再度登録をしてください。再度登録（継続）の際、お迎えカードは発行しませんので、お持ちのカードを引き続きご使用ください。休日保育利用登録中止の際には、お迎えカードを返却してください。
- 5 認可保育園等が利用できるのは、曜日に関係なく休日保育の利用日を含めて週6日までとしています。休日保育の運用に当たり、保護者が①休日保育の利用登録をされていること、②平日の休みがいつであるかということを、通常保育実施園に連絡することもありますので、ご承諾いただきますようお願いいたします。

※ 認可保育園等とは、就労等の理由により保護者がお子様を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設で、広島市が認可した、次の①～④の施設のことです。詳しい園名は広島市保育園等一覧、または、広島市ホームページの保育園の一覧でご確認ください。

① 認可保育園

② 認定こども園 （広島市から保育が必要である保育認定を受けて入所している場合に限ります。）

③ 小規模保育事業所

④ 事業所内保育事業所 （企業が従業員のために設置する保育施設で、地域において保育を必要とする子どもにも保育を実施するために設けられた地域枠に入所している場合に限ります。）